

昨年、「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業支援事業を担う税理士や公認会計士などを中心に経営革新等支援機関(以下、「認定支援機関」として認定する制度ができました。アクタス税理士法人においても、登録を行いました。

今回のセミナーでは、国の中小企業施策における認定支援機関の役割や認定支援機関が普及を図るべき中小企業会計要領の概説を行います。

「消費税転嫁対策特別措置法」を中心に、「消費税転嫁対策講習会」を併せて開催する予定です。

アクタスマネジメントサービス(株) アクタス税理士法人
代表社員 公認会計士・税理士 山根敬介

セミナー内容

第1部

経営革新等支援機関の役割と中小企業会計要領
講師:アクタス税理士法人 代表社員 山根敬介

第2部

消費税転嫁対策講習会
講師:アクタス税理士法人 松田壮司

セミナー概要

日時

2013年11月27日(水)
セミナー 14:30 ~ 16:45 (受付14:00 ~)
懇親会 17:00 ~

定員

45名

対象者

経営者、経営幹部および経理担当者の方

受講料

無料 (懇親会は別途 2,000円)

お申し込み方法

FAX申込用紙または当社Webサイトセミナー申し込みフォームよりお申し込みください。

お申し込み後、セミナーのご案内兼受付完了メールを送信いたします。

<http://www.actus.co.jp/seminar/>

アクタス税理士法人

会場

グランドフロント大阪 TowerB (北館)10階
ナレッジキャピタル カンファレンスルームB08
〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3-1



本セミナーに関するご質問・お問い合わせは、下記連絡先までお願い申し上げます。

Tel:06-6449-8682 Mail:info-osaka@actus.co.jp (担当:山本)